

「井戸等の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】提出前に再度ご確認ください

- ☐ 災害救助法の住宅の応急修理申込書(井戸等の修理)(様式第1号)又は、
災害救助法の住宅の応急修理申込書(共同での井戸等の修理)(様式第1号の2)
- ☐ 井戸等の被害状況に関する申出書(様式第1号の3)
- ☐ 修理前の現況が分かる写真

- ・被害箇所、修理箇所がわかるよう写真を撮影ください。
- ・修理する井戸等について、各修理箇所の「6面(前面、後面、左側面、右側面、上面、下面)」
※を撮影ください。
- ※6面のうち、他の構成要素との位置関係で撮影できない面は、省略して差し支えありませんが、その旨、メモをしてください。
- ・配管等が損傷している場合は、破断や亀裂など破損・故障状況がわかるよう撮影ください。
- ・現況の井戸水から、「にごり、色、土砂等の混入」が認められる場合は、水をグラスに入れて撮影するなど水の状況がわかるよう撮影ください。
- ・応急修理制度は、被災前の同等品への修理、交換が対象となるため、設備の型番、形式等がわかる写真も併せて撮影ください。
- ・カメラがない場合は、スマホで構いません。必ず修理前の写真を撮影してください!!

- ☐ 資力に関する申出書(様式第2号)

⇒借家等の場合 ☐ 貸主の理由記入・署名・押印がありますか?

- ☐ 修理見積書(様式第3号)

(※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。)

- ☐ 洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書(様式第3号の2)

(※「一般社団法人全国さく井協会等による井戸の現地踏査、洗浄」を実施していない場合、提出が必要です。後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。)

【対象者要件】すべて該当するかご確認ください

- ☐ 水道を利用しておらず、自宅の敷地内にある井戸が飲用水を得る唯一の手段です。
- ☐ 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸の機能回復が見込めないことから、井戸を修理しない場合、自宅に住むことができません。
 - ・井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難です。
 - ・井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていません。
 - ・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により井戸としての機能を失っています。
 - ・被災しなかった世帯の既設井戸を複数世帯で共有し、共同で利用するためのポンプ・配管等整備です。

【修理見積書依頼状況】

- ☐ 未依頼 (修理業者の当てはある)
- ☐ 未依頼 (修理業者を探している)
- ☐ 依頼済 ↓

修理業者名:
・修理業者への応急修理の説明: 未 / 済 (修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに)
工事完了: 済 / 工事中: 頃に着工 / 未定

受付担当者	
-------	--